

決済端末修理費用補償保険 重要事項説明書

～ 契約概要・注意喚起情報のご説明 ～

この書面では、決済端末修理費用補償保険に関する重要事項（「契約概要」および「注意喚起情報」など）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解の上、お申込みいただきますようお願いいたします。ご契約者と被保険者が異なる場合には、被保険者の方にもこの書面を必ずご説明ください。

「契約概要」では、保険商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項について記載しています。

「注意喚起情報」では、ご契約に際して保険契約者にとって不利益となる可能性のある事項など、特にご注意いただきたい事項について記載しています。

なお、この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載したものではありません。

詳細については、「普通保険約款」にてご確認ください。

～ 用語のご説明 ～

普通保険約款にも用語のご説明が記載されておりますので、ご確認ください。

用語	定義
被保険者	決済端末を設置した割賦販売法第35条の16第1項2号に定める包括信用購入あつせん又は二月払購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する販売業者又はクレジットカード等購入あつせんに係る提供の方法により役務を提供する役務提供事業者（以降、「決済端末を設置した販売業者または役務提供事業者」という。）で、決済端末を使用または所有する者であり、保険契約確認証記載の被保険者をいいます。 「決済端末を設置した販売業者または役務提供事業者」は、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者と加盟店契約を締結した加盟店を指します。
保険契約者	決済端末を設置した販売業者または役務提供事業者、およびそれらとフランチャイズ契約を締結するフランチャイズ本部事業者またはテナント契約を締結するショッピングセンターなどで、保険料を負担する者であり、保険契約確認証記載の保険契約者をいいます。
当社	この保険契約を引き受けるあおぞら少額短期保険株式会社をいいます。
保険契約確認証	保険契約の内容について保険契約者に電磁的方法により提供する書面をいいます。
決済端末	クレジットカード、電子マネーなどによる決済を行う機能を搭載した装置で、割賦販売法に定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者が加盟店からクレジットカード番号などの情報の提供を受けて、クレジットカード発行事業者に当該決済用情報を提供するものをいいます。
保険事故	補償の対象となる決済端末に対する外装破損、損壊、水濡れ全損、および故障をいいます。ただし、すり傷、汚れ、しみ、焦げなどの本体機能に直接関係のない外形上の損傷は除きます。
修理費用	補償の対象となる決済端末に保険事故が生じ、修理または有償交換された場合に負担された費用をいいます。ただし、決済端末に係る見積り取得に関する費用、送料および費用支払い時の事務費用などの付随費用は除きます。
有償交換	補償の対象となる決済端末の商品特性または他の保険契約（保険業法適用外業者の共済も含みます。以下同じ。）の定めに従い修理不能場合に、同品番商品または後継品番商品へ有償で交換された場合をいいます。
修理不能	補償の対象となる決済端末に保険事故が生じ、修理または有償交換できなかった場合をいいます。
保険金	補償の対象となる決済端末に保険事故が生じ損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。

1. 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組みおよび保険期間 **契約概要**

この保険契約は、被保険者が所有または使用する決済端末に外装破損、損壊、水濡れ全損および故障が生じ修理費用などを負担したとき、または修理不能となった場合に保険金を支払う費用保険です。

この保険契約の保険期間は1年間です。

保険期間満了日の2ヶ月前までに、更新後の契約内容などをマイページまたは書面により保険契約者に通知します。保険契約者より保険契約満了日の前日までに特段の意思表示がない場合は更新前の契約条件で保険期間満了日の翌日（以下「継続日」といいます）にこの保険契約は更新され継続します。

【仕組み図】

補償内容

保険料	500円/月※1
補償内容	外装破損/損壊/水濡れ全損/故障
保険金額	最大10万円※2
保険期間	1年※3

※1 保険料は、当月分を前月にお支払いいただきます。初回のみ、契約月分と翌月分を合わせた金額（合計1,000円）となります。

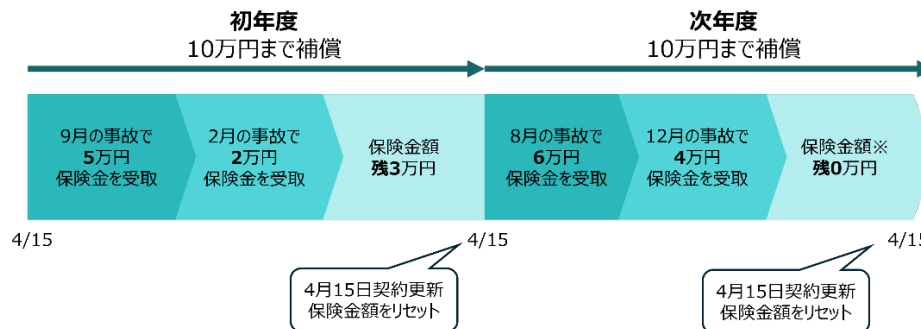
※2 修理の場合、保険金額を上限として実際に掛かった費用をお支払いします。

交換が必要な場合、保険金額として同一の機種のもを再取得するために実際に掛かった費用をお支払いします。

免責金額はありません。

※3 ご契約は1年毎に自動更新となります。中途解約も可能です。

補償の例（4月15日保険契約日の場合）



※ 補償が消滅した決済端末を補償対象とする保険契約が解約となった場合、当保険契約の契約期間満了までは別の保険契約へのお申込みはお引き受けできません。

(2) 補償内容

① 保険金のお支払い **契約概要** **注意喚起情報**

- ・ 修理費用保険金：決済端末が修理または有償交換できた場合は、負担された修理費用を最大10万円までお支払いします。
- ・ 修理不能保険金：決済端末が修理不能となった場合は、修理不能保険金額または決済端末の購入価格のいずれか小さい額を最大10万円までお支払いします。

ご注意

- ・ 付属品の損壊などは、保険金のお支払い対象外です。

- ・メーカー保証などで決済端末の修理または交換の費用の自己負担がない場合は、保険金のお支払い対象外です。

②保険金の支払対象 **契約概要** **注意喚起情報**

- ・ 保険契約日以降に補償対象事故が発生していること
- ・ 家族・知人、オークションなどから購入または譲渡された決済端末に該当しないこと
- ・ その他、保険金をお支払いできない場合に該当しないこと

③保険金をお支払いできない主な場合 **契約概要** **注意喚起情報**

- ア. 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- イ. 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いなどによって生じた損害
- ウ. 保険の対象の欠陥によって生じた損害
- エ. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- オ. 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- カ. 被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害
- キ. 保険の対象に加工（修理を除く。）を施した場合、加工着手後に生じた損害
- ク. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- ケ. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
- コ. 保険の対象に対する修理、清掃などの作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災または破裂・爆発が発生した場合は保険金を支払います。
- サ. 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- シ. 盗難、置き忘れまたは紛失によって生じた損害
- ス. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- セ. 水災によって生じた損害
- リ. 台風、旋風、暴風、暴風雨などの風災によって屋外に所在する保険の対象に生じた損害
- タ. 購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障などによる損害
- チ. 日本国外で生じた損害

④保険金の支払限度 **契約概要** **注意喚起情報**

この保険契約の限度額は次のとおりです。

	支払限度額
同一の補償対象事故について	修理費用保険金、修理不能保険金のいずれでも10万円
同一保険期間中について	保険期間を通算して修理費用保険金と修理不能保険金を合計して10万円

⑤保険契約日（責任開始日） **注意喚起情報**

当社所定のウェブサイトで所要事項の入力後、当社へ送信されたものを当社が受信したときをもってお申込みがあったものとします。

当社が保険契約のお申込みを承諾し、第1回保険料相当額が払い込まれた場合、第1回保険料相当額が払い込まれた日を保険契約日（責任開始日）とします。

当社は保険契約日以降に発生した補償対象事故に掛かる損害について、補償責任を負うこととなります。

⑥他の保険契約などがある場合の保険金の支払額 **注意喚起情報**

他の保険契約などから同一の損害に対して修理費用保険金または修理不能保険金に相当する保険金などの支払いを受けている場合、支払われる保険金からその金額を控除した額を支払います。

(3) 保険料の払方と払込方法

① 保険料の払方 **契約概要** **注意喚起情報**

この保険の保険料の払方は月払のみです。1種類のみです。

② 保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料の払込方法は、クレジットカード払またはデビットカード払※です。

なお、保険料の払込方法について当社が認めた他の方法がある場合は、当該他の方法により払込むことができるものとします。

※一部のデビットカードは取り扱いえません。WEBサイトのよくある質問をご確認ください。

③ 保険料払込期月と保険料の払込猶予期間 **注意喚起情報**

第2回目以降の保険料の払込みについては、月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までの期間（以下「払込期月」といいます）に保険料が払込まれなかった場合、払込期月の翌月初日から翌々月末日（以下「払込猶予期間」といいます）までに、払込期月の未払込保険料と猶予期間の保険料を当社に払込むことを要します。

保険料払込猶予期間末日までに払込まれるべき保険料の払込みがない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日に失効します。失効日以降に保険金の支払事由が生じても補償対象となりませんのでご注意ください。

2. 契約締結時におけるご確認事項

(1) ご契約をお引受けできない主な場合 **契約概要**

以下に該当する場合は、保険契約の引受けは行いません。

- ・ お申込み時点で決済端末に破損や故障がある場合
- ・ 同一決済端末に対する保険契約がある場合
- ・ 保険契約者または被保険者について、過去の保険金請求時に詐欺行為があった場合
- ・ 同一の危険を補償する他の保険契約がある場合
- ・ 保険契約者および被保険者が反社会的勢力に該当すると認められる場合

また、以下に該当する場合は、保険契約の引き受けを行わない場合があります。

- ・ 保険契約者による保険契約の解約、失効または終了した保険契約がある場合
- ・ 保険金支払限度額到達後の保険契約の規定により、過去に終了した保険契約がある場合
- ・ 過去に継続されなかった保険契約がある場合 など

(2) 告知義務 **注意喚起情報**

保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、当社が告知を求めた事項について、正確に事実を告げなければなりません。当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）保険契約者または被保険者が、重大な過失によって事実の発生を知らなかったために、事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合を含みます。

(3) クーリング・オフ（お申込みの撤回など） **注意喚起情報**

- ① 当社は、申込日またはこの重要事項説明書を受け取られた日のいずれか遅い日から8日以内であれば、書面または電子媒体により保険契約の申込みの撤回など（クーリング・オフ）を受け付けます。
- ② 既に払い込まれた保険料がある場合、当社は保険料を全額返還します。
- ③ クーリング・オフされる場合は、郵便（封書またはハガキ）または電子メールにより①の期間内（消印有効）に、当社までお申し出ください。
- ④ 郵便による場合は、封書またはハガキにクーリング・オフする旨を明記し、お申込人または保険契約者の署名、捺印および所在地または連絡

先、電話番号を記入し、下記宛にご郵送ください。

あおぞら少額短期保険株式会社 お客様相談室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目3番20号 神谷町MTビル14階

- ⑤ 電子メールによる場合は、クーリング・オフする旨を明記し、保険契約の申込入または保険契約者の氏名および所在地または連絡先、電話番号を記入し、申込時に登録されたメールアドレスから、p-client-support@tanmatu-ssi.jp までお送りください。

3. 契約締結後におけるご確認事項

(1) 保険金の請求手続き **注意喚起情報**

被保険者が保険金の支払いを請求する場合は、マイページから保険契約確認証をご確認いただき、本書面 8 ページ記載の当社連絡先へお電話またはメールにより、次の事項をお知らせください。

- ・ 被保険者氏名
- ・ 補償対象である決済端末の端末識別番号（5桁、3桁、5桁の数字）

ご請求において、当社が定める書類をご提出ください。

- ・ 事故報告書兼保険金請求書
- ・ 修理内容が明記された「修理報告書」
※修理不能の場合はその旨が明記された「報告書」
- ・ 修理費用または交換費用が記載された「領収書」または「請求書」
- ・ 当社が求める書類（写真・火災の場合の罹災証明書（消防署）など）

(2) その他の通知義務（ご契約後にご連絡していただく事項） **注意喚起情報**

保険契約者または被保険者には、ご契約内容に次の変更が生じる場合、遅滞なく当社までご連絡いただく義務があります。変更の事実が生じているにもかかわらず変更手続きをされなかった場合は保険金をお支払いできないことがあります。

- ・ 保険の対象の変更（機種変更など）
- ・ 保険契約者・被保険者の変更
- ・ 保険契約者・被保険者の住所その他登録情報の変更

(3) 重大事由による解除 **注意喚起情報**

次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することがあり、保険金をお支払いしないことがあります。

- ・ 保険契約者または被保険者が反社会的勢力に該当すると認められる場合
- ・ 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として補償対象事故もしくは損害を生じさせ、または生じさせようとした場合
- ・ 保険契約者または被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ・ 保険契約者、被保険者または保険金請求権者が、当社に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧などを用いた不当な要求を行った場合、または法的に認められる正当な権利の範囲を超えた不当な要求を行った場合 など

(4) 解約返戻金 **契約概要** **注意喚起情報**

この保険契約には解約返戻金はありません。

(5) 満期返戻金・配当金 **契約概要**

この保険契約には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

(6) 契約の更新 **契約概要**

保険期間満了日の 2 ヶ月前までにマイページにて保険契約の継続案内を行います。保険契約者より保険契約満了日の前日までに特段の意思表示がない場合は更新前の契約条件で保険期間満了日の翌日（以下「継続日」といいます）にこの保険契約は継続されます。更新時には保険料の計算方法、保険金額などについて見直す場合があります。

また当該保険が更新時において不採算となり、更新契約の引受が困難となった場合には、その契約の更新を引き受けません。

4. その他ご留意いただきたい事項

(1) 少額短期保険業者とは **注意喚起情報**

当社は、保険業法第 2 条第 18 項に定める少額短期保険業者です。少額短期保険業者は次の範囲内で保険の引受けを行うことができます。

- ・ 保険期間が 1 年（損害保険は 2 年）以内であって、保険金額が保険業法施行令第 1 条の 6 に定める金額（損害保険は 1000 万円）以下である保険契約の引受け
- ・ 1 人の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額が 1000 万円以下の引受け
- ・ 1 人の保険契約者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額が 10 億円以下の引受け

(2) 当社の財務状況が悪化した場合における契約内容の変更など **注意喚起情報**

当社は本保険が不採算となり、収支の改善が見込めない場合、または当社の財政状況に照らして業務の継続が著しく困難になった場合は、次のとおり契約内容を変更することがあります。

- ・ 保険契約の更新時における契約条件の見直し
- ・ 保険契約の更新の取扱いの終了
- ・ 保険期間中の保険料の増額または保険金の削減

(3) 保険契約者保護機構について **注意喚起情報**

当社は少額短期保険業者であり、「生命保険契約者保護機構」「損害保険契約者保護機構」の加入対象ではないため、同機構が行う資金援助などの措置の適用はありません。したがって、この保険契約は、保険業法第 270 条の 3（保険契約の移転などにおける資金援助）第 2 項第 1 号に規定する同機構の補償対象契約に該当しません。あらかじめご了承ください上で、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

(4) 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

当社は個人情報について次のとおりに取り扱います（特定個人情報については（5）をご覧ください）。

当社は、本契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を保険引受の判断、本契約の管理・履行・付帯サービスの提供、他の保険・金融商品などの各種商品・サービスの案内・提供、アンケートなどを行うため利用する他、次の①から④の利用・提供を行うことがあります。

- ① 保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、弁護士など、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関などに対して個人情報を提供すること。
- ② 契約締結、契約内容変更、保険金支払いなどの判断をする上での参考とするために、個人情報を損害調査業務委託先および他の損害保険会社（少額短期保険業者・共済事業者を含みます。）と共同して利用すること。
- ③ 当社と当社の提携先企業などとの間で市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施などによる商品・サービスなどの提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること。
- ④ 再保険引受会社などにおける再保険契約の締結、継続維持・管理、再保険金支払などに利用するために、個人情報を再保険引受会社などに提供すること。

詳細は、当社ホームページをご覧ください。

(5) 特定個人情報の取扱い **注意喚起情報**

特定個人情報につきましては、マイナンバー法により利用目的が限定されており、当社はその目的を超えて取得・利用いたしません。
マイナンバー法で認められている場合を除き、特定個人情報などを第三者に提供してはいけません。

(6) 反社会的勢力に対する基本方針 **注意喚起情報**

当社は反社会的勢力による被害を防止するために、反社会的勢力などへの対応体制を整備するとともに、反社会的勢力などとの関係遮断、不当要求などに対する拒絶などについて、弁護士や警察などとも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応いたします。

<保険に関する相談、苦情、お問い合わせは> **注意喚起情報**

あおぞら少額短期保険株式会社 お客様相談室

メールアドレス：p-client-support@tanmatu-ssi.jp

電話番号：03-4500-2773

【受付時間】月～金曜日 10:00 ～ 17:00

（土日祝日および夏季・年末年始休業期間を除く）

当社との間で問題解決できない場合は、当社が加盟する下記の「指定紛争解決機関」をご利用いただけます。

【指定紛争解決機関】 **注意喚起情報**

当社は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と「手続実施基本契約」を締結しています。

当社との間で問題を解決できない場合には、日本少額短期保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

【当社加入協会】一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

TEL（フリーダイヤル）：0120-82-1144、FAX：03-3297-0755

【受付時間】月～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日および夏季・年末年始休業期間を除く）

<事故が起こった場合は>

あおぞら少額短期保険株式会社 お客様相談室

メールアドレス：p-client-support@tanmatu-ssi.jp

電話番号：03-4500-2773

【受付時間】月～金曜日 10:00～17:00

（土日祝日および夏季・年末年始休業期間を除く）

あおぞら少額短期保険株式会社

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目3番20号 神谷町MTビル14階

※2026年10月1日付で「あおぞら少額短期保険株式会社」は「セカンドテイリング少額短期保険株式会社」に商号を変更予定。

続いて、普通保険約款をご確認ください。

決済端末修理費用補償保険 普通保険約款

あおぞら少額短期保険株式会社

第 1 章 総則

第 1 条（用語の定義）

この普通保険約款において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定める定義のある場合は、この限りではありません。

用語	定義
被保険者	決済端末を設置した割賦販売法第 35 条の 16 第 1 項 2 号に定める包括信用購入あっせん又は二月払購入あっせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する販売業者又はクレジットカード等購入あっせんに係る提供の方法により役務を提供する役務提供事業者（以降、「決済端末を設置した販売業者または役務提供事業者」という。）で、決済端末を使用または所有する者であり、保険契約確認証記載の被保険者をいいます。 「決済端末を設置した販売業者または役務提供事業者」は、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者と加盟店契約を締結した加盟店を指します。
保険契約者	決済端末を設置した販売業者または役務提供事業者、およびそれらとフランチャイズ契約を締結するフランチャイズ本部事業者またはテナント契約を締結するショッピングセンター等で、保険料を負担する者であり、保険契約確認証記載の保険契約者をいいます。
当社	この保険契約を引き受けるあおぞら少額短期保険株式会社をいいます。
保険契約確認証	保険契約の内容について保険契約者に電磁的方法により提供する書面をいいます。
決済端末	クレジットカード、電子マネー等による決済を行う機能を搭載した装置で、割賦販売法に定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者が加盟店からクレジットカード番号等の情報の提供を受けて、クレジットカード発行事業者に当該決済用情報を提供するものをいいます。
保険事故	補償の対象となる決済端末に対する外装破損、損壊、水濡れ全損、および故障をいいます。ただし、すり傷、汚れ、しみ、焦げ等の本体機能に直接関係のない外形上の損傷は除きます。
修理費用	補償の対象となる決済端末に保険事故が生じ、修理または有償交換された場合に負担された費用をいいます。ただし、決済端末に係る見積り取得に関する費用、送料および費用支払い時の事務費用等の付随費用は除きます。
有償交換	補償の対象となる決済端末の商品特性または他の保険契約（保険業法適用外業者の共済も含まれます。以下同じ。）の定めに従い修理不能な場合に、同品番商品または後継品番商品へ有償で交換された場合をいいます。
修理不能	補償の対象となる決済端末に保険事故が生じ、修理または有償交換できなかった場合をいいます。
保険金	補償の対象となる決済端末に保険事故が生じ損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。
修理費用保険金額	保険契約において設定する契約金額のことをいい、保険事故が発生した場合に、当社が支払う保険金の限度額となります。その金額は保険契約確認証に記載されています。
修理不能保険金額	補償の対象となる決済端末に保険事故が生じ、修理不能となった場合に、当社が支払う保険金の限度額をいい、修理費用保険金額が上限となります。その金額は保険契約確認証に記載されています。
保険期間	当社が保険責任を負う期間をいい、保険契約確認証記載の保険期間の始期（保険期間の初日）に始まり、保険契約確認証記載の保険期間の終期（保険期間の最終日）に終わります。
保険媒介者	お客様と当社の保険契約の締結の媒介を行うことができるものをいいます。なお、保険契約の締結の代理権はありません。

第2条（保険の対象）

1. 保険の対象は、被保険者が使用または所有する保険契約確認証に記載されている決済端末とします。
2. 決済端末に挿入して使用する SIM カード、メモリーカード、電池パック等および充電器、AC アダプター、付属ケーブル等の付属品は保険の対象となりません。

第3条（保険証券の不発行）

1. 当社は、この保険において、保険証券またはこれに代わる書面の発行は行いません。
2. 当社は、この保険契約の内容について保険契約者へ電磁的方法によって提供する保険契約確認証に記載します。
3. 保険契約者は、この保険契約の内容を電磁的方法によって提供される保険契約確認証で確認し、必要に応じて印刷するものとします。
4. 当社は、保険契約者からの要求がある場合は、保険契約確認証を印刷して交付します。

第2章 保険金の支払い

第4条（保険金をお支払いする場合）

1. 当社は、この約款に従い、被保険者が、保険期間中に決済端末に関して 2.に定める支払事由が生じ次の（1）（2）のいずれかに該当した場合に保険金をお支払いします。
 - （1）修理費用を負担した場合
 - （2）修理不能となった場合
2. 支払事由は次のとおりです。

外装破損、損壊、水濡れ全損、および故障

ただし、すり傷、汚れ、しみ、焦げ等の本体機能に直接関係のない外形上の損傷は除きます。

第5条（お支払いする保険金の額）

当社は、決済端末が第4条（保険金をお支払いする場合）に該当した場合に次のいずれかに掲げる金額を保険金として被保険者に支払います。

- （1）決済端末が修理または有償交換できた場合は、負担された修理費用とします。
- （2）決済端末が修理不能となった場合は、修理不能保険金額または決済端末の購入価格のいずれか小さい額とします。

第6条（保険金額の制限）

1 被保険者の 1 保険契約に基づき当社が支払うべき保険金の額は、1 保険期間を通算し、修理費用保険金額および修理不能保険金額を合計し、総額 10 万円を限度とします。同一決済端末に対する複数契約は認めないこととします。

第7条（他の保険契約がある場合の保険金の額）

当社は、第4条（保険金をお支払いする場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約からすでに支払を受けている場合には、支払われる保険金からその金額を控除した額を支払います。

第8条（保険金をお支払いしない場合）

当社は次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

1. 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については保険金を支払います。
2. 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
3. 保険の対象の欠陥によって生じた損害
4. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
5. 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
6. 被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害
7. 保険の対象に加工（修理を除く。）を施した場合、加工着手後に生じた損害
8. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
9. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
10. 保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災または破裂・爆発が発生した場合は保険金を支払います。
11. 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
12. 盗難、置き忘れまたは紛失によって生じた損害
13. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
14. 水災によって生じた損害
15. 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災によって屋外に所在する保険の対象に生じた損害
16. 購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等による損害
17. 日本国外で生じた損害

第9条（保険料の増額または保険金額の減額もしくは保険金の支払削減）

1. 当社は、保険期間中に収支状況が悪化し、保険料の計算基礎に著しい影響を及ぼす場合は、当社の定めるところにより、保険契約者に予め書面または電磁的方法にて通知した上で、将来に向かって保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
2. 当社は、保険期間中の保険金支払が増加し、保険金の支払いのための財源が不足する場合、当社の定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。
3. 前1. および前2. の適用を行う場合は、保険契約者に書面または電磁的方法にて速やかに通知します。

第3章 保険期間

第10条（保険契約日）

1. 当該保険契約は保険契約の申込みと保険料の受領によって成立します。保険料の払方が月払の場合は第1回保険料、年払の場合は初回保険料が入金され、審査の結果保険契約の申込みを当社が承諾した場合、保険契約を申込みした日または第13条（告知義務）に定める告知した日のいずれか遅い日の翌日が契約日となります。また、当社が保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料または初回保険料が入金された場合、第1回保険料または初回保険料入金日が契約日となります。
2. 保険契約は次の（1）（2）のいずれかの場合に申込みがあったものとし、
（1）当社の所定する保険契約申込書、被保険者の告知書類およびその確認のための書類が当社に到着したとき。

- (2) 当社が電磁的方法を利用して提供する画面への所要事項の入力後当社への送信されたものを当社が受信したとき。
3. 保険契約の申込者は次の(1)から(4)のいずれかの方法により第1回保険料または初回保険料を払込むものとします。
- (1) クレジットカード払
 - (2) 当社の指定する提携金融機関等の口座振替払
 - (3) デビットカード払
 - (4) 金融機関等の当社の指定した口座への送金払
4. クレジットカード払の場合は、そのカードのオーソリゼーション取得日、口座振替払の場合は、当社の定めた日、また金融機関等の当社の指定した口座への送金払の場合は、振込手続を完了した日を第1回保険料または初回保険料入金日とします。

第11条（保険期間）

この保険の保険期間は保険契約確認証に記載された契約日より1年とします。

第4章 保険契約の取消・無効

第12条（保険契約が取消または無効となる場合）

保険契約締結の際、次の(1)(2)のいずれかの事実があったときは、保険契約は取消または無効とします。

- (1) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫により当社が保険契約を締結した場合には、当社は保険契約者に対する書面または電磁的方法による通知をもって、この保険契約を取り消すことができ、すでに払い込まれた保険料は返還しません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、当社は当該保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

第5章 告知義務および保険契約の解除

第13条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、保険契約の締結の際に支払事由の発生に関する重要な事項のうち、当社が告知を求めたものについて、次の(1)(2)のいずれかの方法により正確に告知することを要します。

- (1) 当社の所定する告知書類に記載された質問事項への告知
- (2) 当社が電磁的方法により提供する画面（以下「告知画面」といいます。）に記載された質問事項への告知と入力後の当社への送信

第14条（告知義務違反による解除）

- 1. 保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって重要な事実を告げなかったかまたは重要な事項について不実のことを告げたときは、当社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
- 2. 当社は、保険金等の支払事由が発生した後においても、前項の規定によって保険契約を将来に向かって解除することができます。この場合には、この前1.に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金等を支払いません。また、この場合にすでに保険金等を支払っていたときは、その返還を請求します。

3. 前 1.の規定にかかわらず、保険金等の支払事由の発生がこの保険契約の解除の原因となった事実または事項と関係がなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、保険金等を支払います。
4. 当社は、前 1. または 2. の規定によってこの保険契約を解除するときは、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者の住所または居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者に解除の通知をします。
5. 当社は、前 1 または 2. の規定によってこの保険契約を解除した場合、すでに払い込まれた保険料は返還しません。ただし、解除した日の属する月以降の保険料の入金を確認した場合は、翌月以降の保険料に相当する額の全額を返戻します。また、保険料の払方が年払の場合、解除した日の前日が属する月の翌月以降の未経過期間に関する保険料として第 25 条（保険料の返戻）の規定を準用した額を返戻します。

第 15 条（保険契約を解除しない場合）

1. 当社は、次の場合には、第 14 条（告知義務違反による解除）の規定にかかわらず保険契約を解除しません。
 - （1）当社が、保険契約の契約日時点において、保険契約の解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき。
 - （2）保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第 13 条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき。
 - （3）保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第 13 条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 - （4）当社が保険契約または当該被保険者部分の解除の原因となる事実を知った日（正当な事由によって解除の通知ができない場合には、その通知ができる時）からその日を含めて 1 ヶ月以内にこれを行わなかったとき。
 - （5）保険契約の契約日からその日を含めて 5 年を超えて有効に継続したとき。ただし、契約日からその日を含めて 5 年以内に保険金等の支払事由が生じていた場合を除きます。
2. 前 1. （2）および（3）の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第 13 条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第 16 条（重大事由による保険契約の解除）

1. 当社は次の（1）（2）（3）（4）のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - （1）保険契約者または被保険者が保険金を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含む）をした場合。
 - （2）保険金の請求に関し、被保険者に詐欺行為（未遂を含む）があった場合。
 - （3）保険契約者が、次のいずれかに該当するとき。
 - （ア）反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - （イ）反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - （ウ）反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
 - （エ）法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - （オ）その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - （4）その他この保険契約を継続することを期待しえない前（1）（2）（3）に掲げる事由と同等の事由がある場合。
- （注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業

その他の反社会的勢力をいいます。

2. 当社は、被保険者が1. (3) (ア) から (イ) までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面または電磁的方法による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
3. 保険金の支払事由が生じた後でも、当社は前1. または2. の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、前1. (1) から (4) までの事由または前2. の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
4. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、保険契約者の所在地が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者に解除の通知を行います。
5. 当社は、前1 または2. の規定によってこの保険契約を解除した場合、すでに払い込まれた保険料は返還しません。ただし、解除した日の属する月以降の保険料の入金を確認した場合は、翌月以降の保険料に相当する額の全額を返戻します。また、保険料の払方が年払の場合、解除した日の前日が属する月の翌月以降の未経過期間に関する保険料として第25条（保険料の返戻）の規定を準用した額を返戻します。

第6章 契約後の通知義務

第17条（通知義務）

1. 保険契約締結の後、第29条（決済端末の変更）に規定する決済端末を変更する事実が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社が各条に定める所定の手続にて当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなったのちは、この限りではありません。
2. 当社は、保険契約者または被保険者が前1. の事実が発生しているにもかかわらず、前1. の手続を怠った場合には、前1. の事実が発生したときまたは保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が前1. の変更に係る当社への送信を受信する（郵送を含む）までの間に生じた損害に対しては、保険金をお支払しません。ただし、保険契約者が前1. の手続を怠ったとしても、当社が承認していたと認められる場合は、保険金をお支払します。

第7章 保険料の払込み

第18条（保険料の払込み）

1. 保険料の払方は月払または年払とします。保険契約者は、第2回目以降の保険料、および第21条（保険契約の継続）3.に規定する継続契約の保険料について次の（1）から（4）のいずれかの方法により払込期月内に払込むものとします。
 - （1）クレジットカード払
 - （2）当社の指定する提携金融機関等の口座振替払
 - （3）デビットカード払
 - （4）金融機関等の当社の指定した口座への送金払
2. 前1. の払込期月は払方に応じて次のとおりとします。
 - （1）月払の場合
第2回目の保険料については、契約日の属する月の翌月初日から末日まで、第3回目以降の保険料については、月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
 - （2）年払の場合

年単位の契約日の属する月の初日から末日まで

3. 保険料払込猶予期間中の払込日に保険料の払込みを行うことができなかった契約については、前 2. の規定に関わらず金融機関等からの振込での入金可とします。
4. 前 3. の振込がなされた場合、振込手続を完了した日を入金日とします。
5. 原則として保険料領収書は発行しません。ただし、振込払で保険契約者から要望があった場合には、保険料領収書を発行・交付します。

第 19 条（保険料払込猶予期間および保険契約の失効、復活）

1. 第 2 回目以降の保険料の払い込みについては、払込期月の翌月初日から翌々月末日までの保険料払込猶予期間（以下「猶予期間」といいます。）があります。
2. 保険契約の失効
猶予期間末日までに、払い込まれるべき保険料の払込みがない場合には保険契約は猶予期間満了日の翌日に失効します。
3. 失効の場合の保険契約の取扱い
(1) 保険契約が失効した日の属する月に書面または電磁的方法により保険契約者に失効を通知します。
(2) 失効日以降に保険金の支払事由が生じても補償対象とはなりません。
4. 保険契約の復活
この保険契約は、契約の復活を取り扱いません。

第 20 条（保険料払込猶予期間中の保険金支払）

1. 保険料の払込みがないまま、猶予期間満了日までに保険金の支払事由が生じた場合、保険契約者はただちに、当該保険料を当社に払込むことを要します。
2. 前 1. にかかわらず、当社は保険契約者の申出により、当該支払保険金から払込むべき保険料を差し引いて支払うことができます。
3. 前 2. の場合で、当該支払保険金が払込むべき保険料に不足する場合は、保険契約者はただちに、当該保険料を当社に払込むことを要します。当該保険料が払い込まれない場合、保険契約は猶予期間満了日の翌日に失効します。

第 8 章 契約の継続

第 21 条（保険契約の継続）

1. 当社は、保険期間満了日の 2 か月前までに保険契約者に書面または電磁的方法により提供される書面（以下「継続案内書」といいます。）をもって保険契約の継続案内を行います。
2. 前 1. の継続案内書の記載内容に変更すべき事項がある場合には、保険契約者は、この保険契約の満了する日の前日までに書面または電磁的方法により提供する画面への所要事項の入力と当社への送信により当社に通知しなければなりません。
3. 当社は前 1. の規定により継続案内を行った場合において、保険契約者よりこの保険契約の満了する日の前日までに特段の意思表示がない場合には、保険契約は継続前の契約条件で、保険期間満了日の翌日（以下本条において「継続日」といいます。）に、継続されます（以下「継続契約」といいます。）。以後、継続契約が満了する都度同様とします。
4. 継続する場合の保険料は、継続日の属する月の末日までに払込むことを要します。この場合、保険料払込猶予期間は、継続日の属する月の翌々月末日までとし、保険料が払い込まれないまま、猶予期間を経過したときは、この保険契約は猶予期間満了日の翌日に失効します。保険契約が継続された場合は、当社は新たに保険契約確認証を電磁的方法によって提供します。
5. 当社は、保険契約を継続するときの保険料その他の契約内容の見直しを次のように取り扱います。

(1) 保険料等を見直す場合

当社は、収支状況に変化が生じ、保険料の計算基礎を変更する必要がある場合は、当社の定めるところにより、継続時の保険料の増額又は保険金額の減額を行うことがあります。

(2) 継続を引き受けない場合

当社は、収支状況に変化が生じ、保険料の計算基礎を変更する必要がある場合は、当社の定めるところにより、保険契約者に予め通知した上で、保険契約を継続しない場合があります。

第9章 保険金の請求手続

第22条（保険金の請求手続）

1. 保険金の支払事由が生じたときは、契約者または被保険者は遅滞なく当社に通知してください。
2. 契約者または被保険者は、次の（1）（2）のいずれかの方法によりすみやかに保険金を請求してください。
 - （1）当社の所定する保険金請求書類の提出
 - （2）当社が電磁的方法により提供する画面への所要事項の入力と当社への送信
3. 保険金請求に必要な書類は下記のとおりです。
 - （1）事故報告書兼保険金請求書
 - （2）火災等の場合、罹災証明書（消防署）
 - （3）その他、当社が求めた書類（写真を含む。）
4. 当社は、第23条（保険金をお支払いする場所と時期）1.に定める事実の確認を行います。
5. 第23条（保険金をお支払いする場所と時期）1.に定める事実の確認に際し、保険契約者または被保険者が、当社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金を支払いません。

第23条（保険金をお支払いする場所と時期）

当社は、以下に示す時期までに、予め申告を受けた金融機関口座に、振込をもって保険金を支払います。

1. 当社は保険金の支払の請求があったときは、次の（1）（2）（3）（4）に定める事実の確認を行います。
 - （1）保険事故に該当する事実の有無
 - （2）損害の額および保険事故との因果関係
 - （3）保険事故発生原因（被保険者の関与の有無、保険契約の締結に至る事情等を含む。）
 - （4）保険事故の発生後の被保険者その他の関係者の対応
2. 当社は前1.の確認を行った上で、請求に必要な書類が当社に到達または電磁的方法により提供された請求画面への所要事項の入力後当社へ送信されたものを当社が受信した日（以下「当社が請求を受付けた日」という。）の翌日からその日を含めて30日以内に保険金を支払います。
3. 前2.に関わらず、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
 - （1）災害救助法が適用された災害の被災地域における調査：60日
 - （2）検査機関その他の専門機関による鑑定、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会：90日

第 10 章 解約および返戻金

第 24 条（保険契約の解約）

1. 保険契約者は、次の（1）（2）のいずれかの方法により、いつでもこの保険契約を解約することができます。

（1）当社の所定する書面による通知

（2）当社が電磁的方法により提供する画面への所要事項の入力と当社への送信

2. 前 1. の保険契約の解約は、将来に向かっての効力を生じます。

第 25 条（保険料の返戻）

保険料の払方が月払の場合、解約返戻金はありません。ただし、解約日の属する月以降の保険料の入金を確認した場合は、翌月以降の保険料に相当する額の全額を返戻します。

保険料の払方が年払の場合、解約日の前日が属する月の翌月以降の未経過期間に関する保険料として次の額を返戻します。

返戻保険料^{※1} = (払い込まれた保険料 × 0.8) × (解約日から保険期間満了日までの月数^{※2}) / 保険期間（月数）

※1 10 円未満四捨五入

※2 1 カ月未満の端数は切り捨てる。

第 11 章 保険解約の管理

第 26 条（保険金額の増額または減額）

当社は、保険契約者より修理費用保険金額の増額または減額の申し出があっても、保険期間中の変更は取り扱いしません。

第 27 条（補償の消滅と復元）

1. 被保険者へ支払った保険金の総額が第 6 条に定める上限額に達したときは、この保険契約の補償は消滅します。

2. 消滅した補償については保険契約が継続されたときに復元します。

3. 補償が消滅した場合の保険料の返戻については第 25 条（保険料の返戻）を準用します。

第 28 条（決済端末の変更）

1. 保険契約者は、被保険者および当社の同意を得て、決済端末を変更することができます。

2. 第 13 条（告知義務）は前 1. によって変更される端末にも適用されます。

3. 本条に係る変更については、当社が所定する書面もしくは電磁的方法により提供する画面への所要事項の入力と当社への送信をもって行われ、当社は保険契約確認証の記載を変更し、書面または電磁的方法により保険契約者に変更手続の完了を通知します。

4. 本条に係る変更の効力は前 3. の完了が通知された場合、第 13 条（告知義務）に定める告知を行った日の翌日に遡って発生します。

第 29 条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者は、被保険者および当社の同意を得て、保険契約上の一切の権利・義務を第三者に承継させることができます。

2. 本条に係る変更については、当社が所定する書面もしくは電磁的方法により提供する画面への所要事項の入力と当社への送信をもって行われ、当社は保険契約確認証の記載を変更し、書面または電磁的方法により保険契約者に変更手続の完了を通知します。

3. 本条に係る変更の効力は前 2. の完了が通知された場合、当社の同意した日の翌日まで遡及して発生します

第 30 条（被保険者の変更）

1. 保険契約者は、被保険者および当社の同意を得て、被保険者を変更させることができます。
2. 本条に係る変更については、当社が所定する書面もしくは電磁的方法により提供する画面への所要事項の入力と当社への送信をもって行われ、当社は保険契約確認の記載を変更し、書面または電磁的方法により保険契約者に変更手続の完了を通知します。
3. 本条に係る変更の効力は前 2. の完了が通知された場合、当社の同意した日の翌日まで遡及して発生します。

第 31 条（保険契約者、被保険者の住所その他登録情報の変更）

1. 保険契約者は、保険契約者または被保険者が住所または居所（通信先を含みます。）その他登録情報を変更したときは、次の
(1) (2) のいずれかの方法により、すみやかに当社に通知してください。
(1) 当社の所定する書面による通知
(2) 当社が電磁的方法により提供する画面への所要事項の入力と当社への送信
2. 保険契約者が前 1. の通知をしなかったときには、当社が知った最終の住所または居所（通信先を含みます。）あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

第 32 条（保険料払込方法および払方の変更）

1. 保険契約者は、当社の取扱いの範囲内で、当社の承諾を得て保険料の払込方法を変えることができます。
2. 当社は、契約者より保険料払方の変更の申し出があっても、保険期間中の変更は取り扱いません。

第 12 章 契約者配当金

第 33 条（配当金の有無）

この保険契約に契約者配当金はありません。

第 13 章 その他

第 34 条（保険金請求権の行使期間）

保険金の請求権は、保険金支払事由発生日から起算して 3 年間請求が無い場合消滅します。

第 35 条（代位）

1. 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
(1) 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
(2) (1) 以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
2. 前 1. の (2) の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

3. 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含む。）は、当社が取得する前 1. の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第 36 条（訴訟の提起）

保険金の請求に関する訴訟については、当社の本店の所在地または保険金等の受取人（保険金等の受取人が 2 人以上いるときは、その代表者とする。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

第 37 条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令によるものとします。

以上

※2026 年 10 月 1 日付で「あおぞら少額短期保険株式会社」は「セカンドリテイリング少額短期保険株式会社」に商号を変更予定。